

午前11時5分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、17番草場重正議員の質問を許可します。17番草場重正議員。

（17番草場重正君登壇）

17番（草場重正君） 17番の草場重正でございます。

政権交代とは、とりもなおさず政治の破壊と創造であります。私たち国民は、昨年からのことを身をもって体験をいたしました。同時に、既存の枠組みを思い切ってたたき壊すことは簡単であっても、それにかわる新たな仕組みを生み出すことが、いかに困難であるかも痛感させられました。

鳩山内閣は脱官僚依存の象徴として、事務次官会議を廃止した一方で、日本郵政の社長や人事院の総裁に元官僚を起用しており、脱官僚の文字が抜け落ちていきます。鳩山政権の生命線である内閣の一元化にしても、重要な政治決定は小沢幹事長であり、鳩山総理は名目的な政府の代表者にすぎないことを、私たち国民は明確に知らされました。昨年の衆議院総選挙で、無駄を排除し、予算を組み替えれば、必ず財源は確保できると豪語した民主党政権の、平成22年度の予算案は、歳出を制御できずに、まさにばらまき本位で、過去最大の予算規模に膨らみ、莫大な国債発行となって、やがて国民にそのツケが回ってきます。

通常国会では総理と幹事長の政治と金の迫及ばかりで、マニフェストの達成度と是非の論議が少ないような気がいたします。政権党の立ち振る舞いにならない民主党と、野党に徹し切れない自民党、政権交代がもたらした混乱は、一層泥沼化の様相を呈しています。いずれにせよ、劇的な政権交代をした昨年に引き続き、ことしの夏もまた、私たち国民の眼力が試される参議院選挙が行われます。

以下、質問席において、質問を続行させていただきます。

（17番草場重正君降壇）

○議長（柴田裕隆君） 17番草場重正議員。

17番（草場重正君） それでは、通告に従って、一般質問を続行させていただきます。

まず最初に、子供たちの携帯電話やインターネットの実態と対応について、教育委員会にお尋ねいたします。

昨年文部科学省は、携帯電話の小中学校への持ち込みを、原則禁止するように、都道府県の各教育委員会に通知しております。御承知のように、学校は子供たちが学習をする場であり、仲間や教師とともに過ごす場でもあります。その神聖な教室に携帯電話というのは不要であり、保護者らとの連絡が必要なら

ば、学校内の公衆電話を使えば済むと考えての通知であると思います。この通達を出したときの塩谷文部科学大臣は、学校に携帯電話を持ち込ませる必要はないと断言をいたしております。通知が示してますように、携帯電話は学校の教育活動に直接必要のないものであるとの認識も、また当然であると思います。ただ、このような禁止や通知は、携帯電話によるトラブルが相次いだために、慌てて現状を追認したにすぎないとも言えます。

文部科学省が一昨年(2010年)の12月1日に調査したところによりますと、公立小学校の約94%、公立中学校の約99%が持ち込みを禁止しているそうであり、公立高校でも原則禁止は10%にとどまったということではありますが、授業中の禁止を含めると、実に95%が何らかの制限をしているそうであり、携帯電話をめぐって、校内での取り扱いを明確化するよう文科省の通知を受けて、各学校が短期間に持ち込み原則禁止などを直ちに決定したとは考えにくいと思います。学校現場では、早くから携帯電話の扱いに苦慮し、事前にルールをつくっていたのが実情かもしれません。生徒たちの登下校時に緊急連絡手段など、やむを得ない場合に限って、あるいは保護者の特別な申請で持ち込みを認めている都市圏の学校が一部あるとは聞いております。ここで重要なのは、そのルールが本当に徹底しているのかが問われているのだらうと思います。

携帯電話に関しましては、携帯づけと言われる過度の依存や授業中のメール、あるいは学校裏サイトなど、ネットによるいじめ、犯罪被害など、さまざまな問題が指摘をされております。同時に、子供たちが学校で生活するのは、1日の半分近くもありますが、携帯電話によるトラブルの大半は、学校生活外で発生をしているそうであり、一方、子供たちにとって、携帯電話というのは、身近な存在になっており、学校で取り上げても問題が解決するとは限りません。

それでは、携帯電話の何が危険で、どんな弊害があるのか。子供たちもいずれは使うことになる便利な道具であり、迷惑をかけないマナーを十分に教え込まなければなりません。学校でもその対策や指導に大変な苦慮をされていると思います。

また、教育委員会では、携帯電話に対する三つの基本方針に従って、携帯電話等の危険性や有害情報に対する対応については、一定のルールづくりやフィルタリングの利用促進に向けた働きかけというのをされているとは思いますが、朝倉市内の小学校や中学校での携帯電話の実態とその対応についての概略を、簡単にお伺いします。

○議長(柴田裕隆君) 教育課長。

○教育課長(前田祐二君) 携帯電話の実態につきましては、今年度全国学力調査を行った際に、調査を実施してきたところでございます。

朝倉市の児童生徒の携帯電話の所有率につきましては、小学校6年生が31.3%、中学3年生が58.3%となっているところでございます。

小学生の所有率につきましては、福岡県、全国と比べて高くなっておりますけれども、中学生におきましては、県、全国よりも低い率となっているところでございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 17番草場重正議員。

17番（草場重正君） 学校と携帯電話の良好な関係を支える意味で、教育委員会の果たす役割というのは非常に大きいものがありますが、保護者や学校への指導方法はどのように対応してあるのか。また、学校現場と子供たちの携帯電話について、教育長の基本的な考えというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 教育課長。

○教育課長（前田祐二君） 携帯電話の対応等につきましては、それぞれの学校長に対しまして指導しているわけでございます。教育委員会の基本方針として、先ほど議員がおっしゃいましたように、3点を定めているところでございます。

まず1点目が、携帯電話の学校持ち込みは原則的に禁止をする。第2点目が、小中学校におきます情報モラル教育を計画的に実施をする。3点目が、携帯電話の危険性等につきまして、保護者への啓発活動を積極的に行う。この3点を定めているところでございます。

考え方といたしましては、基本的に学校の中に携帯電話は必要ないというふうに考えているところでございます。そのために、先ほど述べましたように、学校への持ち込みは原則的に禁止にしているところでございます。とは言いますものの、先ほど議員おっしゃいましたように、家庭生活の中におきましては、家族との連絡、あるいは所在確認等で、状況によっては必要な面もあるのではないかというふうに認識をしているところでございます。

今、最も問題になっておりますのは、有害サイトへのアクセスなど、保護者も知らないような使い方をしている点ではないかなというふうに考えているところでございます。そういうことからいたしまして、保護者や学校できちんと指導することが大切ではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 教育長の考えはということですので、今、課長が申しましたのと同じでございます。私は、携帯電話というような意識で使っております。しかしながら、今は携帯電話じゃなくて携帯になっていると。電話機能ではない、そのほかの機能が付加されたような形に、機能アップしてきてい

と思っています。

電話のところは、先ほど申しましたように、子供たちにとって必要な部分もあろうと。ただ、学校の中では必要ないということで、先ほどのような考え方で指導しております。

電話機能以外のところにつきましては、子供たちの好奇心をくすぐるような形で、中ができておりますので、子供たちはそれの中にどんどん入っていく、その好奇心があるために、子供たちが新しい機器に早くなれて、すぐ大人よりか上達していくわけですけれども、一面ではすばらしさ、一面では危険を伴いました、その好奇心によりまして、多額の費用を請求されたり、それから、問題行動に陥るような危険な場面に遭遇するというようなところがあるように思っています。

これから先、情報といいますのは、〇・何秒の差で、国家の経済とか、いろんなことで大きく転換してしまうような、そういうような情報戦争と言われるような状況に、これから先の子供たちは入ってくるわけですので、機器の使い方という面では非常に重要なところがあるというふうに思っています。したがって、機器を一切禁止ということは、これはなかなか難しい問題であると思っています。

したがって、教育委員会として大事なことは、保護者、地域、いろんなところと連携しまして、正しい使い方を教育するということが大事ではないだろうかと考えております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番草場重正議員。

17番（草場重正君） このような御時世だからこそ、教育委員会の果たす役割というものが、ますます重要になってきているのではないかと、実はこの問題を取り上げたわけであります。

福岡県内の芦屋町とその教育委員会は、昨年1月20日に子供脱携帯宣言を発表して、推進をしていると聞いております。携帯電話のインターネットやメールによる有害サイトを通じた犯罪被害、また、長時間使用に伴う携帯依存症など、小中学生が携帯電話を持つことによる弊害がクローズアップされて久しいものがあります。これらを食い止めるためにはどうすればいいのか、芦屋町が実施している、いわゆる持たない、持たせない運動は、町内の小中学生に携帯電話の所持を原則禁止するものであります。もちろん強制力はなく、塾などで帰宅が夜遅くなるケースなど、家庭で一定のルールを決めた上での例外的な所持は認めていると聞いております。

この宣言を受けて、教育委員会では小中学校の保護者を対象にアンケートを実施しております。回収率は小学生が8割、中学生が6割、それによると、携

携帯電話の利用について、家庭内で話し合いをしたと答えたのは、小学生が約6割、中学生が約7割、このうち現在所持をしておらず、中学を卒業するまでは待たせないことを決めたと答えた家庭は、それぞれ半数あったと聞いております。また、所持を続けると答えた家庭の多くが、ネットには接続しない、それから、夜中は使わない、そして、親がその履歴をチェックするなどなど、親子間の約束事を確認し合ったと回答をしております。

一方で、行政主導の宣言が及ぼす影響を懸念する保護者も、一部あったと聞いております。ある母子家庭の母親は、日常の連絡のほかに、家庭割引だと固定電話より通話料が安いという理由で、小学生の息子に携帯電話を買い与えたが、この宣言を機に、人前では公衆電話を使うようにしたり、あるいは友達に携帯電話を持っていることは隠しているよう、くぎを刺した家庭もあったと聞いております。

このようなことから、芦屋町ではPTAや、あるいは学校の先生たちが中心になって講演会、あるいはまた座談会等を開いて、携帯電話のリスク及びいい面、悪い面等々を十分に聞かせていると聞いておりますし、そういった情報モラルの徹底というのが図られていると聞いております。いずれにいたしましても、家庭で携帯電話の話題が上がるようになって、一定の効果は見られたと評価をされております。

要は、大人の側が家庭の問題として、もう一步踏み込んでとらえていくことが肝心だろうと思います。この芦屋町の脱携帯宣言も一つの参考になると考えられますが、このことに関して、教育長はどのように考えられるのか、簡単に考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（柴田裕隆君） 教育課長。

○教育課長（前田祐二君） 先ほど教育長も申し上げましたとおり、携帯電話につきましては、二通りに分けることができるというふうに考えております。まず、単に音声通話やメールとして活用する場合、もう1点が、インターネットとして活用する場合というふうに考えております。

先ほど述べましたように、例えば塾帰りに迎えの電話をしたり、あるいは家族と連絡をする場合などにつきましては、必要であろうというふうに考えておりますけれども、サイトを見るなど、インターネット機能につきましては、小中学生にとっては必要ではないというふうに考えているところでございます。

このことから考えますと、一律に脱携帯ではなく、それぞれの家庭の状況に応じて、家族との連絡手段としての携帯電話が必要でなければ、脱携帯でよいというふうに思いますし、また、必要であれば、携帯電話の機能を制限するなどの措置を講ずるべきではないかなというふうに考えているところでござい

す。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 17番草場重正議員。

17番（草場重正君） 教育長に、後でまとめてお伺いをします。

さて、もう一つの例を紹介します。金沢市に隣接する野々市町では、7年前から町民が主体になって、小中学生に携帯電話を持たせない町民運動に取り組んでいるそうであります。条例や校則で生徒を縛るのではなく、住民から自然発生に出てきた運動らしいのですが、町内の中学2校と小学5校の計4,000名からの児童生徒が、校内や登下校時に携帯電話を手にする光景というのは全く見られないと言います。また、この運動によって、この5年間に小・中学校の非行が激減したと聞いております。これらを声高らかに禁止を呼びかけるのではなくて、保護者や生徒に携帯電話の有害性や危険性を認識させた町民ぐるみの運動というのが功を奏したのではないかと考えられます。生徒たちも、友達も持っていないし、ないでも構わない、あるいはまた、持っている人を見ても欲しいとも思わないと答えております。このような背景もあって、石川県議会では、小中学生に携帯電話を持たせない条例を可決して、石川県では、昨年全国に先駆けて条例化に踏み切ったと聞いております。携帯電話は、みんなが持っているのに自分だけ持っていないのは恥ずかしいとか、家庭で解決できないケースがあり、友人同士ですぐにメールをしないと、友達関係がぎくしゃくするというやっかいな問題を含んでおります。こういう時代背景にあって、この石川県の小中学生に携帯電話を持たせない条例化は非常に珍しいと思いますが、この条例はどのような効果が上がっているのか、大変興味があるところでもあります。

この条例が完璧とは思いませんし、実効性の問題もありますが、携帯電話を通じて、子供が事件に巻き込まれるケースが後を絶たない中、持たせないという精神条例といえますでしょうか、当然必要になってくるとは考えますが、この条例を参考に、朝倉市の教育委員会でも、この研究をしてみたいかと思っておりますが、教育長、さっきの話と同時に、これもちょっと感想をお伺いしたいと思っております。

○議長（柴田裕隆君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 他県とか、他市のほうの取り組みについて、いろいろお話を伺いました。その地域はその地域で、住民の方とそういう方向でまとまって取り組んであるというのは、大変すばらしいことだと思っております。

県のPTAが「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みをして、一つの方向性を出されましたように、皆さんがそのような形でまとまられて取り組まれるというのは大変すばらしいことであるというふうに思います。

取り組みそのものでしたということよりも、私は、子供たちが親の教え、学校の先生方の教え、決まりを守るとか、そういうふうなことを育てていっていらっしゃるんだらうというふうに思っております。以前、週刊誌がいろいろ問題があるのがありまして、これをどのように排除するかということで、いろんな取り組みをしたことがありますけれども、法律でそれを排除しようとする、審査会にかけて、排除したが望ましいとなったときに、排除しようとしたら、もう次の本に変わっていたとか、そういうふうな時代がございました。それと同じように、基本的に子供たちが行動規範をどのように身につけていくかというのが、一番大事だと思っています。

私は、このような問題が出てきたときに、いつも思い出す子供さんがいらっしゃいます。私が担任をしておったころ、インベーダーがゲームとして入った時代があります。テレビの問題がいろいろ問題になりまして、テレビの見過ぎじゃないかという、そういうことがありまして、冬休みのときに、自分の学級の子供たちと話し合いました、1日の生活表をつくりました。そして、テレビを自分で、本当に見らなければいけないようなテレビだけに、もう少し減らそうということを取り組むことを約束しまして、上からはテレビを見た時間、下は勉強したり、遊んだりした時間をどれだけなるかということで、テレビの時間が多くなりますと、下が小さくなると、そういうふうなことを、表をつけながら取り組ませたことがあります。1年間たちましてですね、1人の子供から感想文をいただきました。その子供さんは、1年間テレビを見ませんでした。そして、その子供さんが、私に寄せたメッセージは、先生、私は1年間やり通しました。先生と話して、テレビをコントロールして、見ないようにしようという目標を立てて、1年間しました。最後の大みそかの日が非常に苦しかった。隣の部屋では、姉たちが紅白歌合戦を見ながら楽しそうに話している。でも、あと何時間で終わると思って、それをぐっと我慢するのが非常に苦しかったですというふうなことを、感想に寄せておりました。そして、その子の最後の結論は、自分が1年やってみて思ったことは、テレビを全く見ないというのがいいことではないようだ。テレビというのは、本当に見るべきもの、それから、見て楽しい、いろんなものがあるけれども、自分でテレビに流されないで、コントロールできるようになることが大事だと思う。だから、来年からは全然見ないということじゃなくて、これとこれを見ようと、計画を立てて見るようにしたいと思えますと寄せてきました。

まさに子供たちに鍛えるべきは、そういうような自分自身を自己コントロールしていくこと、そういうことが大事じゃないかなというふうに思っています。一つのことを制限しましても、次のまた、新しい好奇心のあることに、子供た

ちは向かっていきますので、その次々出てきます好奇心のあることに対して、自分がどのように規範意識を持ってやれるかという、その子供の心のところを耕していくことが大事ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 17番草場重正議員。

17番（草場重正君） それは教育長が教え方がよかったから、そういうふうになったんでありましょうし、それも歴代の先生に受け継いでもらいたいと思っております。

大人になれば、携帯電話を利用するし、これからの時代、情報技術の活用は欠かせないものがあります。インターネットを含めて、適切な利用法を教えることが、今、学校現場に求められております。要するに、さっきちょっと言われましたように、電話は緊急時の連絡用として必要でありますけれども、要は、付属機能が問題なのではないかと思えます。子供が成人向けに電子メディアを携帯電話で引き出せる国は、先進国の中でも日本だけだと聞いております。当然それに伴うリスクというのは、大人が避けてやらなければなりません。アメリカなどでは、保護者や学校がネットの長所と短所を理解した上で、子供のネット行動を見守りながら、リスクを回避する取り組みというのが行われていると聞いております。

朝倉市でも携帯電話に潜むリスクの周知に努めるために、子供たちや保護者に対する講演会や座談会を開催して、一層の啓発というのを徹底させる必要がありますが、朝倉市内の学校現場では、子供たち、あるいはまた保護者に対して、携帯電話の安全教室、こういったものを開かれているということは承知しております。この携帯安全教室の対応、あるいはまた、さっきちょっと言われましたように、この中で携帯電話の機能制限が重要なかぎになりますけれども、この制限というのは、どこまでが可能なのか、考えてあったら、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（柴田裕隆君） 教育課参事。

○教育課参事（山下浩徳君） 失礼します。私のほうから答えさせていただきますが、まず、子供や保護者の啓発がどうなっているのかから、先にお話ししたいと思います。子供への指導につきましては、学校で計画を立ててやっております。その中身としましては、議員もおっしゃられているように、一つは、ネットによるいじめとかの書き込みのこと、それから、携帯に依存して、ずっとそればかりやるという依存のこと、それから、著作権にかかわる無料のダウンロードだとか、そういった問題、それから、出会い系サイトというように、ほかの人と出会って、会ったりするような、その危険性の問題、幾つかの問題



がありますので、これらを計画的に指導していくということで進めております。

先に、先生方がまず一番子供たちを知らないということで、教頭先生方、教務主任の先生方、それから、生徒指導の担当の先生方に、こういった危険性を周知してもらおうということで研修を進めてきました。今は、第二弾としましては、直接子供たちに、もっと的確に指導していこうということで、3年間の計画の中で、情報の専門家を学校にお呼びしまして、直接指導してもらおうということで進めております。これは今、3年目の1年目になります。

それから、保護者につきましては、直接学校、委員会がということではできませんので、PTAの研修会とか、学校の懇談会等の折に指導してもらおうということで、今度3月に配付するようにしておりますが、文科省のほうから出されております、「ちょっと待って！初めてのケータイ」という、これは保護者向けですし、同じように、子供たち向けにはここに、「ちょっと待って、ケータイ」という、もっと小さなものを用意しております。この中で、一番保護者の中で考えていただきたいということで、機能制限の、今お話がありました、そののところが出されているんですが、先ほどの教育長の話ともつながりますが、今、本当に子供との連絡が必要でなければ、携帯を持たせる必要がないと。それから、どうしても必要があるということであれば、音声のみの携帯を使用と。あるいはその他のメールとかも、どうしても必要であるということで、これは高校生向けにもなるんですが、その場合は、フィルターをかけましょうというようなことでもありますので、これを6年生の保護者等に配付をいたしまして、そのことをしていこうというふうに考えております。

ただ、どうしても私たちができるのは、こういうきっかけであり、指導であります。100%学校のほうから、これはだめですよというところまでは、なかなかできておりませんが、基本的には学校で子供たちには携帯は必要ないという考えのもとに、そういったことを指導していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 17番草場重正議員。

17番（草場重正君） 平成20年度に、私もPTA会長のときに、県の教育長に、この携帯についての陳情というのを行っておりますので、十分に把握はしておりますが、やはり、それでもいろんなところで、そういった事件が起きていることも、また事実であります。ですから、学校で本来は家庭で教えるべきものなんだろうが、行き届かない点で、学校で一応保護者等々に、教えていただきたいと思っておるところでもあります。

インターネット上には有害な情報をはらんしておりますし、だれでも簡単に見ることができます。また、携帯でメールすることによって、直接会話の機

会が減って、他人への思いやりの心が育たないという問題点も、また指摘をされております。学校への持ち込みや授業中の使用禁止は当然ながら、携帯電話は既に子供たちの重要なコミュニケーションの一つになっておりますし、最初から危険なものとして決めつけるのではなくて、さっき言いましたように、やはり現場で十分に教える、そういったよい面、悪い面を認識をさせて、子供自身に正しい使い方を教えるきっかけというのが大切であると思います。

次に、学校の統廃合と再編についてお伺いをしたいと思います。

政府の教育再生会議が、福田内閣のときに、学力向上策として、小中9年制一貫校の制度化や、あるいは飛び級の促進によって、戦後の学制である6・3・3・4制度の弾力を図ることによって、伸びる子を伸ばし、時間のかかる子に丁寧に指導をすることを目的に、小中一貫校制度化を打ち出しております。この背景には学力低下が指摘される日本の教育を立て直し、人材育成の取り組みを強化しなければ、グローバル化の中で、日本の未来はないとの危機感から、そういった制度化が図られていると思います。現に、経済協力開発機構OECDが発表しました、学習到達度調査では、日本の国際的な順位が著しく低下したことが判明しております。また、文科省が実施した全国学力テストの結果でも、明らかに基礎知識の応用力に問題があるとの結論が出ているそうです。

さて、少子化の進展を背景に、公立小中学校の小規模化が進み、多くの自治体が統廃合問題に直面をしております。これは中山間地を抱える小さい自治体だけの問題ではなく、九州最大の都市である福岡市も、住民が空洞化する都心部や過疎化する周辺部を再編する計画が、先月の19日の新聞に大きく報道されておりました。いずれも複式学級か各学年1学級しかなく、統廃合へ向けて具体的案がまとまっております。

そこでお尋ねいたしますけれども、一体学校の規模はどのくらいが適正なのかをお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（竹井透君） 適正規模ということでありましてけれども、12学級から18学級というふうに言われております。

○議長（柴田裕隆君） 17番草場重正議員。

17番（草場重正君） 文部省が昭和31年に、統廃合をにらんで、学級数を、今言われました、1校当たり12クラスから18クラスとすることを一つの基準とし、今日までそれが踏襲をされているとのお話でありますけれども、実際子供の数が急減している割に、学校は一向に減っていない現実があります。平成19年の公立学校に通う小学生は701万人、中学生は333万人です。第2次ベビーブ

ームによって、子供は約40%も減っているのに対し、学校数は同じ時期、小学校6%減、中学校は3%減にしかとどまっておられません。結果、学級数の少ない学校がふえ、小中学校ともに2校に1校が適正規模に満たない小規模校になっております。11学級以下になると、小学校ではクラスがえができない学年が発生するのが実情であると聞いております。これが学校現場の苦悩の一つであるとも聞いております。

今後児童や生徒の大幅な増加というのは見込めないと思います。ますます財政が緊迫化する自治体が多くの小規模校を維持管理するのは、財政的に厳しくなっただけでありますが、朝倉市の学校の再編計画は一向に進捗してないと聞いておりますけれども、そこで、朝倉市の再編計画というのは、その後どのようなになっているのかをお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（竹井透君） 先ほど適正規模は12学級から18学級と申しましたけれども、現在朝倉市で、この規模に該当している学校は、甘木小学校と甘木中学校だけであります。立石小学校につきましては20から21学級ありますので、この規模をちょっとオーバーしているというような状況です。

ただ単に、適正規模からいきますと、朝倉市におきましては、小学校で6校、それから、中学校で3校というような形になってくるかと思えます。旧朝倉町の、今2校ありますけれども、これが1校、統合しましたとしても13学級ですかね。それと杷木の4校、これを統合いたしましたとしても13学級というような状況です。ですから、こういう状況からすれば、小学校で6校、中学校で3校というような形になります。

ただ単に、適正規模だけで、果たしてこれが可能なのか、ただそれだけでいいのかというような問題が残っていると思います。小学校につきましては、地域に根差した学校、こういうことから教育委員会といたしましては、それぞれの学校に、おらが学校委員を配置してくださいというようなお願いをいたしまして、現在そういう、おらが学校委員をつくっていただきまして、自分たちの学校を自分たちでよくしていくというような形で、今進めております。

先ほどの統廃合につきましてはですが、やっぱりなかなか難しい状況であります。複式学級になったときに、その地域の皆さんとか、保護者の方で協議ができる場が設けられたらというふうに、そういうふうに、また教育委員会としても進めていったらどうかというようなことで、今現在教育委員会を含めたところで検討をしているところであります。以上です。

○議長（柴田裕隆君） 17番草場重正議員。

17番（草場重正君） なかなか厳しい実情というのは予想ができます。学校

の耐震化を推進している朝倉市においても、統廃合の上に再編を急ぐ必要があると思います。しかしながら、学校は地域社会の心のよりどころであり、過疎地であればあるほど、その存在は大きいことも忘れてならないことは百も承知はいたしております。また、効率や財政上の視点のみで統廃合というのは推進できませんけれども、粘り強く地域を説得をする努力というのが、ますます必要になってきていると思います。

一方大人の思惑で、この再編計画をこじらせることがあってはならないと、私は思います。大事なのは子供の成長であり、子供の教育のためには何が必要かであります。朝倉市と地域双方が、子供たちのために一層知恵を出し合って、さらなる、一層の再編化に向けて努力をしていただきたいと思います。

最後に、勇退される塚本市長は、合併という偉業をなし遂げられて、新市の初代市長として、経営者感覚で数々の功績を残してこられました御労苦に対して、心から敬意をあらわします。今後は朝倉市の相談役として、市の発展に尽力を賜ることを心から祈念するものであります。あわせて、今期に退職される職員の皆さんの御活躍を心からお祈りし、一般質問を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 17番草場重正議員の質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分休憩